

都城市職業訓練センター指定管理者候補者選定の概要

都城市職業訓練センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和5年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

職業訓練法人 都城地域職業訓練協会

(2) 代表者名

会長 田中 徹

(3) 所在地

都城市年見町13号11番地

(4) 設立年月日

昭和45年3月27日

(5) 従業員数

26名（常勤6名、非常勤20名）

(6) 業務内容

- ① 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行う。
- ② 求職者に対する認定職業訓練を行う。
- ③ 施設を他の事業主の行う職業訓練の為に使用させ又は委託を受けて他の事業主等に係る労働者に対して職業訓練を行う。
- ④ 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。
- ⑤ 職業訓練に関する調査及び研究を行う。
- ⑥ 職業紹介事業を行う。
- ⑦ その他職業能力の開発の促進に関し必要な業務を行う。

2. 指定期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市職業訓練センター (都城市年見町13号11番地)	敷地面積：3,111 m ² 延床面積：1,022.31 m ² (普通教室、実習室、相談室、 事務室、倉庫、便所 等)

(2) 業務概要

- ① 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練その他職業訓練に関する業務
- ② 施設の維持及び修繕に関する業務
- ③ その他施設等の管理及び運営に関する業務

4. 事業計画の概要

別紙事業計画書のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

- ① 都城地域職業訓練協会は職業訓練等の実施に関し、専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有し、また、当該施設の指定管理者として、これまでの実績もある。
- ② 施設の清掃、庭木の剪定及び簡易修繕等は、全て職業訓練の一環として当該協会で行っており、当該協会がセンターを引き続き管理委託することにより、委託料は発生せず、経費削減も図れる。
- ③ 市内に、木造建築、左官タイル施工、建築塗装、造園、建築配管に関する訓練科目があるのは、当該協会しか存在しない。

(2) 申請書類の審査結果

・市民の平等な利用の確保について

市民の誰もが職業訓練の機会を得られるよう、様々な広報媒体を活用した訓練生募集、訓練期間中の訓練生に対するサポート体制、アンケート等の実施によるサービス向上の取組、相談や苦情等への迅速かつ誠実な対応が提案されており、高く評価できる。

・施設の効用の最大限の発揮について

利用促進を図るため、施設利用案内書の作成やホームページの充実、利用者及び事業所の訓練内容に対するニーズ把握、受講しやすい訓練環境作りのための修繕等による施設整備や環境美化計画が提案されており、高く評価できる。

- ・ 経済的な管理運営と適正な経費配分について

隣接する都城市カンガエールプラザの管理運営を受託していることによる訓練会場の使用料等の経費縮減、職員・訓練生による施設の清掃、訓練生の実習による構内の樹木剪定や軽微な補修、修繕等の実施が提案されており、施設管理に係る委託料等の縮減が期待できる。

- ・ 地域に貢献する取組の確保について

勤務する職員について優先的に地元雇用を行い、高齢者・障がい者雇用についても取り組むほか、周辺地域の環境美化や災害時の敷地開放などの近隣住民に貢献する取組を行うなど高く評価できる。

- ・ 管理運営能力について

組織基盤、財務状況も安定しており、現在の都城市職業訓練センターの指定管理者としての実績もあり、高く評価できる。

事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会

希望する施設名 都城市職業訓練センター

1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について

都城職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練、その他職業訓練に関する必要な業務を行うことにより職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図るために、「職業訓練の実施運営」及び「都城職業訓練センターの管理運営」についての知識とノウハウを結集し、以下の6つを管理運営の柱として提案いたします。

- ① 雇用の安定・拡大のための職業能力開発に関する情報収集・技術の研鑽・支援
- ② 心豊かで元気ある市民育成の支援
- ③ 隣接している都城市カンガエールプラザの施設管理運営による効率的な経費節減
- ④ 都城市カンガエールプラザと都城市職業訓練センターの両施設の管理による運営の相乗効果
- ⑤ 利用者のニーズにあった魅力ある講座の企画及びサービスの提供
- ⑥ 公衆衛生対策(換気・検温・マスク着用の推奨)等、安心安全で快適な施設の管理運営、地域住民との適切な対応

※市民の平等利用の確保について

- ① 市民の誰もが職業訓練の機会を得られるよう、訓練生募集の情報発信に努める。
 - ・市商工政策課の協力を得ながら、市の広報誌、募集チラシの市内回覧、ラジオやケーブルテレビでの告知、各公共施設への募集チラシの設置等を行なう。
 - ・地元情報誌「霧島フォーラム」への広告や当協会のホームページによる周知を行う。
- ② 職業訓練生の一人ひとりが目的を達成できるよう、個別相談等によるサポートやサービス向上と改善のために、施設利用者に対してアンケートを実施して情報収集に努める。
- ③ 市商工政策課と定期的に運営状況等についての報告及び意見交換を行なう。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について

迅速で誠実な対応を行い、運営改善を関連行政機関、関係者と協議し、その後の管理運営に活かします。

- ◎ 相談や苦情に対して、誠意を持って迅速に対応する。
- ◎ 必要に応じて関連行政機関の同席を求め、相談者との協議を行い、改善に努める。
- ◎ 都城地域職業訓練協会のホームページからも利用者の問い合わせ、相談及び苦情等を受け付け、真摯に対応する。

※環境に配慮した取り組みについて

コスト削減を第一に、職業訓練センターとしての美化活動の場として奉仕作業等を行なう。

- ◎ 節電・節水の励行又教室のエアコンの温度調節やコピーの節減等に配慮
- ◎ ゴミの分別
- ◎ 施設内外の清掃作業による環境の整備
- ◎ 屋外花壇に季節の花等の植え付けを実施
- ◎ 訓練生による奉仕作業の実施

事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会
希望する施設名 都城市職業訓練センター

(2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について

- ① 開設講座・施設設備・機能面を明記した「施設利用案内書」を作成し、併せて協会のホームページへも掲載して施設の広報に努める。
- ② 利用者及び各事業所の訓練内容に対するニーズの把握に努め、訓練内容の充実を図る。
- ③ 講師とのコミュニケーションを綿密に取り、訓練の状況を常に把握しながら、訓練の目的達成のための環境作りに努める。
- ④ 訓練生に対して、普段からの声掛けにより、気軽に質問や相談等が出来る環境作りに努める。

※利用者からのニーズへの対応について

- ① 訓練内容に対するニーズについては、社会情勢や事業所等が求めるスキルと併せて、訓練計画作成時の開設講座の選定の判断材料として活用する。
- ② 施設整備に対するニーズについては、軽微な修繕等については随時対応し、費用がかかるものについては、市商工政策課と協議し年次計画等を立てて対応する。
- ③ その他のニーズについては、利用者の視点に立った施設の有効利用を図るための貴重な情報と捉え活用する。

※利用者を増やすための工夫について

- ① 認定訓練については、該当する職種の事業所へ個別訪問等を行い事業主への理解協力を呼び掛ける。
- ② その他の訓練の生徒募集については、市商工政策課の協力を得ながら、市広報誌やチラシの市内回覧等を行い、更に地元情報誌の霧島フォーラムや職業訓練協会のホームページ等も活用して広くPRし、多くの方々に利用してもらえるよう努める。
- ③ 講座内容について、利用者(求職者)が希望する訓練や事業所が求めるスキルについて、ハローワーク、事業所訪問、都城地域職業訓練協会のホームページ等を活用して、情報収集に努める。
- ④ 受講しやすい訓練環境作りの為に、修繕等による施設の整備や環境美化に取り組む。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について

- ① 当訓練協会で実施している職業訓練(認定訓練・委託訓練・求職者支援訓練・自主訓練等)の実施。
- ② 各種対象団体(技能検定等)準備講習及び試験会場等の提供。

※利用料金(案)について

- ① 現行通りで特に変更はありません。

(3) 経済的な管理運営に関すること

※経費の節減等の具体的な内容について

- ① 隣接する都城市カンガエールプラザの施設管理運営による経費節減
- ② 都城市カンガエールプラザと都城市職業訓練センターの両施設の管理による運営の相乗効果
- ③ エアコンの温度の配慮、訓練生の弁当等のゴミの持ち帰り、昼休みは教室のPCの電源を切る等

事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会
 希望する施設名 都城市職業訓練センター

※清掃・維持補修等に関する考え方について

施設の安全性・機能性の維持とコスト削減を図りながら、愛着のある「都城市職業訓練センター」の美化に努める。

◎建物内部	職員・訓練生による清掃分担	
◎屋 外	花壇	1年草・宿根草による植栽を施す 除草作業の軽減
	生垣	訓練校造園関係者による剪定・除草作業依頼

通常は、事務室については職員による清掃、教室・共用部分は訓練生による清掃を行い、校内の樹木等は造園科訓練生の実習等により整備し、校舎の少々の補修修繕については、木造建築科・左官タイル施工科・建築塗装科の訓練生による実習として整備する。

(4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について

① 人員体制

平日午前8時30分 ～午後10時	訓練校事務局(訓練センター内)職員6人で対応
---------------------	------------------------

② 連絡体制 事務局 → 訓練担当講師 → 訓練生

③ 勤務体制

平日午前8時30分 ～午後5時15分	事務局 休憩時間 12時から 13時まで
平日午前9時 ～午後10時	利用者・講師 (科によって異なる。)
土曜午前8時30分 ～午後1時	講師 (科によって異なる。)

④ 責任体制 理事会 → 会長 → 職員

※職員の指導育成、研修体制について

- ① 市商工政策課への毎月報告書提出の際に事務局内での運営会議実施
- ② 県雇用労働政策課及び県能力開発協会主催の認定職業訓練団体会議・事務担当者会議・講師研修及び能力開発推進者研修等への参加
- ③ 宮崎職業訓練支援センター主催の講師育成講座等への参加
- ④ 都城商工会議所などのセミナー研修等の参加

事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会
希望する施設名 都城市職業訓練センター

※利用団体への指導及び育成支援について

利用団体等との運営会議の実施及び意見交換会を随時実施

※災害時の対応、連絡体制等について

施設利用者・関係者の安全を第一に、迅速な対応と関係機関との連携を行います。

① 災害時の対応

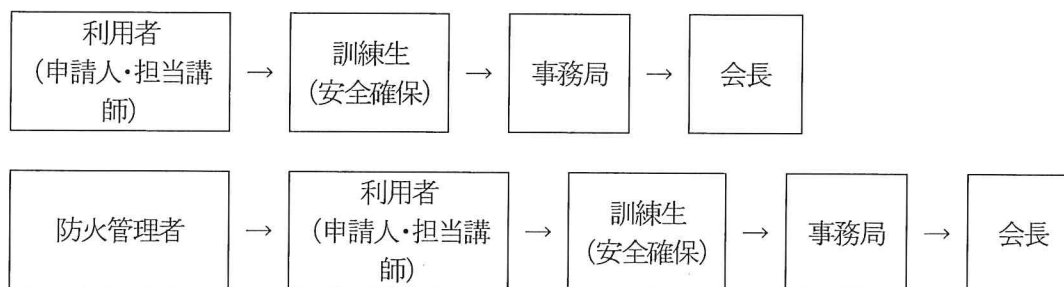
○台風、暴風雨に対する対応

午前7時の時点で当該地域に暴風警報が発令されている場合	午前中の開館中止
午前10時までに暴風警報が解除された場合	諸般の事情を考慮し開館 開館中止の検討を実施
開館中に暴風警報が発令された場合	諸般の事情を考慮し開館 開館中止の検討を実施

○台風、暴風雨以外の天災(火災・地震等)に対する対応

台風、暴風雨の対応に準じて取り扱う

② 連絡体制



※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について

① 個人情報保護、情報公開

「個人情報保護法」及び「都城地域職業訓練協会の個人情報保護ポリシー」に基づき遵守

② 労働法令

「労働基準法」及び「都城地域職業訓練協会定款・規程」に基づき遵守

事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会
希望する施設名 都城市職業訓練センター

(5) 地域への貢献に関すること

※地域雇用についての考え方について

◎ 地元雇用の優先

現在、勤務する全職員6名の内、5名が当地域在住者です。新規採用の必要性が発生した場合も職員・スタッフは当該地域からの地元雇用を優先的に行います。

◎ 高齢者、障がい者の雇用の活用

現在、臨時職員として高齢者の方を雇用しているが、今後も優先的に臨時、パートの雇用については、地元の高齢者の方や障がい者の方の雇用を図っていきます。

※地域貢献に関する具体的な取り組み内容について

◎災害時等に、近隣の住民に施設や駐車場を開放している。

◎施設外の草刈り等の清掃作業を行い地域の環境美化に努めている。

(6) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

※現在従事している非正規職員の継続雇用への配慮について

都城市職業訓練センターの指定管理者仕様書・条例・条例施行規則等を職員に周知し遵守いたします。非正規職員については現在該当者がおりません。

(7) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

都城地域管内においては、職業訓練技能者の育成(建築・左官・造園・塗装・配管等)を行っている教育訓練施設は、本協会だけである。